

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	工事費の額	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 (略)	<u>7,500円 ( 8,250円)</u> (略)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	<u>2,000円 ( 2,200円)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1配線ごとに	<u>9,400円 (10,340円)</u>	
	回線終端装置の部分	移転等	1装置ごとに	<u>2,100円 ( 2,310円)</u>

第1章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	工事費の額		
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 (略)	4,500円 ( 4,950円) (略)		
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 ( 1,100円)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	移転等	1配線ごとに	1,000円 ( 1,100円)	
		上記以外のもの	1配線ごとに	7,400円 ( 8,140円)	
	上記以外のもの	移転等	(ア) (イ)以外のもの	1配線ごとに	2,500円 ( 2,750円)
		移転等	(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10Gタイプであるもの	1配線ごとに	10,400円 (11,440円)
	回線終端装置の部分	移転等	上記以外のもの	1配線ごとに	10,400円 (11,440円)
		移転等	(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの	1装置ごとに	1,000円 ( 1,100円)
移転等	(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10Gタイプであるもの	1装置ごとに	2,100円 ( 2,310円)		

		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
工 機器工 事費	(略)	(略)		
	(イ) 配線設備多重装置	(略)	(略)	(略)
	上記以外のもの	1の工事ごとに	9,400円 (10,340円)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

2-2 (略)

第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和6年1月22日経企第3668号)  
(実施期日)

- この改正規定は令和6年2月1日から実施します。  
(経過措置)
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(ドコモ光移転工事費割引施策の適用)
- 当社は、この改正規定実施の日から令和6年5月29日までの間において、第1種契約 (通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもを除きます。) に係る契約者回線の移転 (設置場所住所の変更がないものを除きます。) に係る請求 (その請求と同時にその I P 通信網サービスの品目を変更する請求をすときを除きます。) を承諾した場合であって、令和6年11月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表 (工事費) 2 (料金額) に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分	単位	工事費の額	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ウ 回線終	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	500円 ( 550円)

		(ウ) 第2種契約に係る契約者回線の移転であって、その移転と同時にその契約者回線に係る通信速度種別に関する品目を10Gタイプから10Gタイプ以外へ変更するもの	1 装置ごとに	2,100円 ( 2,310円)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
工 機器工 事費	(略)	(略)		
	(イ) 配線設備多重装置	(略)	(略)	(略)
	上記以外のもの	1の工事ごとに	7,400円 ( 8,140円)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

2-2 (略)

第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

端装置工事費	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	1,000円 ( 1,100円)
--------	-----------	---------	------------------

4 当社は、この改正規定実施の日から令和 6 年 5 月 29 日までの間において、第 2 種契約に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求を承諾した場合であって、令和 6 年 11 月 30 日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第 2 表（工事費） 2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分	単位	工事費の額	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円 ( 1,100円)
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円 ( 550円)

（ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）

5 当社は、この改正規定実施の日から令和 6 年 5 月 29 日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和 6 年 11 月 30 日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表（工事費） 2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。

- (1) 第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限り、）に関する接続方式に係る品目を LAN 方式又は VDSL 方式から光配線方式へ変更するとき。
- (2) 第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限り、）に係る一般契約の解除と同時に新たに第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り、）に係る定期契約を締結するとき、又は第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限り、）に係る定期契約の解除と同時に新たに第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り、）に係る一般契約を締結するとき。
- (3) 特定 F T T H 事業者（東日本電信電話株式会社に限り、）が定める契約約款に規定する契約（メニュー 5 - 2 における提供の形による細目が II - 1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 2 型又はグレード 2 のものに限り、）について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約（第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り、）を締結するとき。
- (4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P 通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が LAN 方式又は VDSL 方式であると当社が認めるものに限り、）について、事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約（第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り、）を締結するとき。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第1章～第15章 (略)

第1章～第15章 (略)

料金表

料金表

通則

通則

1～18 (略)  
(注1)～(注2) (略)

1～18 (略)  
(注1)～(注2) (略)

第1表 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

第2表 工事費

1 (略)  
2 料金額  
2-1 2-2以外のもの

1 (略)  
2 料金額  
2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	工事費の額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 (略)	7,500円 (8,250円) (略)
	(イ) 交換機等工事のみの場合		2,000円 (2,200円)
(略)	(略)	(略)	(略)

区 分		単 位	工事費の額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 (略)	4,500円 (4,950円) (略)
	(イ) 交換機等工事のみの場合		1,000円 (1,100円)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 利用の一時中断に関する工事

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 利用の一時 中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)		(略)
(略)		(略)	(略)

区 分		単 位	工事費の額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 利用の一時 中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
	(略)		(略)
(略)		(略)	(略)

第3表～第5表 (略)

第3表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (令和6年1月22日経企第3668号)  
(実施期日)

- |  |  |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。<br/>(経過措置)</li><li>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、<br/>なお従前の通りとします。</li></ol> |  |
|--|--|